

## 令和5年度 環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人国立成育医療研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### I. 特定調達物品等の令和5年度における調達の目標

令和5年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮することに努めることとする。

#### 1. 紙類（コピー用紙など）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

#### 2. 文具類（シャープペンシルなど）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

#### 3. オフィス家具等（椅子、机など）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

#### 4. 画像機器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

#### 5. 電子計算機等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

#### 6. オフィス機器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

7. 携帯電話（携帯電話など）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

8. 家電製品（電気冷蔵庫など）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

9. エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

10. 温水器等（ヒートポンプ式電気温水器など）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

11. 自動車等（乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

12. 消火器

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

13. 制服・作業服・靴

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

14. インテリア・寝装寝具（カーテンなど）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

15. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

16. その他の繊維製品（集会用テントなど）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

17. 災害備蓄用品（災害備蓄用飲料水、非常用携帯電源など）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械、直交集成板、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19. 役務（印刷機能等提供業務など）

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

なお、省エネルギー診断、食堂、自動車専用タイヤ更正、自動車整備、照明機能提供業務、小売業務については、調達の予定はない

## 20. ごみ袋等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

### II. 特定調達物品等以外の令和5年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

### III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針はセンター全てを対象とする。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
5. 本調達方針に基づく相談窓口は、財務経理部財務経理課とする。